

令和3年10月吉日

日本版 BPSD ケアプログラム
利用事業所管理者 各位

利用認定証の送付について

日頃より大変お世話になっております。

東京都では、「日本版 BPSD ケアプログラム」におけるアドミニストレーターが所属する事業所で、オンラインシステムを活用したケアの実践に取り組んでいる事業所を対象として、利用認定証を交付しております。

貴事業所におかれましては、「日本版 BPSD ケアプログラム」を活用したケアの実践に取り組んでいただいていることを確認しましたので、別添のとおり、利用認定証をお送りします。ご査収ください。

今後とも、ケアプログラムの活用、普及に御協力を賜れますと幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<送付物>

- 1 日本版 B P S D ケアプログラム利用認定証の交付について (通知)
- 2 利用認定証

【担当】 東京都福祉保健局高齢社会対策部
在宅支援課認知症支援担当 堀越
電話 03-5320-4276

3 福保高在 第 6 9 5 号
令和 3 年 1 0 月 1 5 日

日本版 B P S D ケアプログラム
利用事業所管理者各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部
認知症対策担当課長 小林 由香子
(公 印 省 略)

日本版 B P S D ケアプログラム利用認定証の交付について (通知)

平素から東京都の福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

東京都では、認知症の行動・心理症状 (B P S D) の改善が期待される日本版 B P S D ケアプログラム (以下「ケアプログラム」という。) を利用したサービスの提供を行っている事業所に対して、「日本版 B P S D ケアプログラム利用認定証」 (以下「認定証」という。) を交付しております。

つきましては、貴事業所の認定証を下記のとおり交付いたしますので、利用者等への周知に御活用いただくとともに、今後ともケアプログラムの普及に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 認定証の交付要件

ケアプログラムのオンラインシステムにおいて、1人以上の利用者について、利用者情報の登録、認知症の行動・心理症状の評価結果、背景要因の分析結果及びケア計画の策定までの一連の流れの入力を行っていること

2 交付日 (オンラインシステムへの入力状況の確認時点)

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

3 留意事項

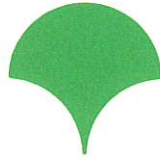
認定証の交付を受けた事業所が、ケアプログラムの利用を終了した場合は、当該認定証は効力を失います。利用者等の誤解を招くこと等がないよう、取扱いには御注意くださいますようお願いいたします。

【担当】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
認知症支援担当 山崎・堀越
電話 03-5320-4276 (直通)



第 280 号



日本版BPSDケアプログラム 利用認定証

事業所名 たつなみ会通所介護事業所

認知症の行動・心理症状の改善が期待される「日本版
BPSDケアプログラム」を活用した支援に取り組んで
いることを証します。

令和3年10月13日

東京都知事

小池百合子

